

前回指摘事項について

主な指摘・意見等	対応方針(案)
<p>1</p> <ul style="list-style-type: none"> 資料6 - 2の水生生物の保全に係る水質目標の水準について、「維持することが望ましい水準」という位置づけを、「下回ることが望ましい水準」とするという改訂案が出ているが、環境基本法第16条では環境基準は、「維持されることが望ましい基準」となっているので、変えないほうが良い。(大塚委員) 	<p>ご指摘を踏まえ、「維持されることが望ましい水準」に修正。</p>
<p>2</p> <p>ノニルフェノールはノニルフェノールエトキシレートが分解して生成するが、それらの排出状況はどうなっているか。(鈴木委員)</p>	<p>資料4 ノニルフェノールの水生生物保全に係る水質目標値設定報告の(参考)にノニルフェノールエトキシレートの排出状況について記載。</p>